

●香川県告示第183号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下「指定地域」という。）、同法第4条第1項の規定により定める指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第1の付表の第1号の規定により指定する区域並びに規則別表第2の備考1及び2の規定により定める区域及び時間は、次のとおりとする。

なお、別図は省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定地域

丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、宇多津町及び多度津町のうち別図に着色した部分の区域

2 指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 「第1種区域」とは、別図のうち緑色で着色した部分の区域をいう。
- 「第2種区域」とは、別図のうち黄色で着色した部分の区域をいう。

3 規則別表第1の付表の第1号の規定により指定する区域

- 別図に緑色及び黄色で着色した部分（別図に斜線を付した部分を除く。）の区域
- 別図に斜線を付した部分のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

4 規則別表第2の備考1及び2の規定により定める区域及び時間

- 区域
 - 第1種区域 2の表に規定する第1種区域
 - 第2種区域 2の表に規定する第2種区域
- 時間
 - 昼間 午前8時から午後7時まで
 - 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

附 則

- この告示は、平成21年7月1日から施行する。
- 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 昭和53年香川県告示第754号
- (2) 平成9年香川県告示第412号